明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（**総務**五）　一

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**八七）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**八八）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**二八六～二九七）　五
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**一）　六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（**経済産業**一五）　六
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（**同**一六）　六
○地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として国土交通大臣が定める基準に該当する地区であつて国土交通大臣が指定する地区を定める件（**国土交通**二二七）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**四二～四四）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一三、一四）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**一四）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**一三、一四）　九

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
法務省　財務省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔褒　賞〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕
諸事項　一〇

官庁
押収物還付、商号登記抹消、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　二六
会社その他　二六

省令

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十日　　総務大臣　山本　早苗

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「変調方式が」の下に「四値周波数偏位変調、四相位相変調又は」を加える。

第五十七条の三ただし書中「次条に規定する無線局及び簡易無線局」を「簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局」に改める。

第五十八条の二の三の見出しを「（五四MHz以上の周波数の電波の無線電話又はテレメーターを使用する固定局の無線設備の条件）」に改め、同条中「二以上の固定局が機能上一体となつて通信系を構成する場合」を「固定局」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第五十八条の二の十二第一号中「時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式」を「単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式」に改め、同条第二号中「変調方式は、」の下に「四値周波数偏位変調、四相位相変調又は」を加え、同条第三号を次のように改める。

三　隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ　変調方式が四値周波数偏位変調の場合

搬送波の周波数から一五kHz離れた周波数の（±）四・八kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下であること。

ロ　変調方式が四相位相変調の場合

(1)　チャネル間隔が七・五kHzのもの

搬送波の周波数から七・五kHz離れた周波数の（±）R（Rは、変調信号の伝送速度の四分の一の値とする。(2)において同じ。）の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下であること。

(2)　チャネル間隔が一五kHzのもの

搬送波の周波数から一五kHz離れた周波数の（±）Rの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下であること。